

岩手県告示第 665 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量を実施する旨洋野町長から次のとおり通知があった。

平成 19 年 9 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 九戸郡洋野町種市、小子内、有家及び中野地域
- 2 公共測量を実施する期間 平成 19 年 6 月 29 日から平成 19 年 12 月 25 日まで
- 3 公共測量を実施する種類 公共測量（漁港台帳作成）